

会 議 録

【事業番号2 納税奨励金】

【事業番号3 保険料納付奨励金】

- 1 会議名：平成27年度第3回市民行政評価委員会（事務事業第2回）
- 2 日 時：平成27年10月28日（水）午後1時30分～2時30分
- 3 場 所：議会第4委員会室
- 4 出席者：

- (1) 市民行政評価委員会委員
岡田委員長、山崎委員、林委員、寺尾委員、安嶋委員、
上井委員、江口委員、倉谷委員、島木委員、出口委員
- (2) 事業担当課（事業番号2）：税務課
山崎課長、北係長
事業担当課（事業番号3）：医療保険課
小林課長、上田係長
- (3) 事 務 局：行政経営課
村角課長、石山課長補佐、吉田係長、佐藤主査

5 審議内容

評 価 委 員：納税協力会への強い協力要請の努力をしているか。

事業担当課（税務課）：従来からの取り組みとしては、毎年5月に開催する納税協力会連合会の総会で協力を要請している。また、11月に開催する協力会会長研修会でも協力を要請しているほか、毎年3月に発行する機関誌「納税金沢」に納期限カレンダーを掲載し、協力会への周知を行っている。状況から言うと、これらの取り組みは「強い要請」とは言えないかもしれないが、今年度9月に、納期内納付が低い協力会に対し更なる協力を要請したところだ。また開催予定中の会長研修会において、今後の活性化について意見交換を行う予定である。

評 価 委 員：納税協力会を除く金額ベースの納期内納付率の平成26年度実績について、対前年度比9.5ポイント増と大きく改善しているが、何か特殊要因があるのか。

事業担当課（税務課）：理由は2つある。1つは景気回復の影響で、個人所得の増加や企業収益の改善によって、手元に資金があったのではないかと推測している。平

事業番号2 納税奨励金
事業番号3 保険料納付奨励金

成 26 年度の全期一括納付が、前年度比 3 億 8 千万円増の 123 億円余りに上ったことにもうかがえる。もう 1 つは、コンビニ納付を開始したことで納税しやすい環境が整備されたことが挙げられる。収入率は景気によって左右されるので、やはり納税協力会は必要と考えている。

評価委員：納付実績がゼロ件の納税協力会の数は。

事業担当課（税務課）：平成 26 年度実績で 10 協力会であった。このうち、現時点では 6 団体が解散している。残り 4 団体についても総会の開催を待って解散の方向と聞いている。

評価委員：県内各市町での納税奨励金制度の実施状況は。

事業担当課（税務課）：県内 11 市 8 町中、5 市 2 町（金沢市、白山市、輪島市、加賀市、珠洲市、穴水町、能登町）に同様の制度がある。

評価委員：保険料納付組合数の減少や保険料に占める納付組合取扱分の割合が低下しているが、これまで改善施策や戦略的対策を行ってきたか。

事業担当課（医療保険課）：戦略的と言われると大変難しい。個人主義やプライバシーの問題意識が拡大している昨今では、市民のコミュニティ意識が希薄化している中、行政が積極的に働きかけて組合結成や増員させることは本当に困難な状況である。正直なところ、なかなか有効な手段がないのが現状である。年度当初に保健委員の研修会を開催しながら国民健康保険制度の概要や保険料納付組合の役割を丁寧に説明しており、納期内納付の重要性についてお伝えしているところである。

評価委員：保険料の口座振替率は。

事業担当課（医療保険課）：平成 26 年度末で 53.1%であった。窓口ではキャッシュカードで口座振替の申込みができるペイジー制度を導入しながら口座振替の促進を図っているところだが、現実的にはなかなか進んでいない。

評価委員：県内各市町での保険料納付奨励金制度の実施状況は。

事業担当課（医療保険課）：本市を除く 18 市町は全て国民健康保険「税」であるため、納税協力会の状況と同じである。

- 評価委員 : 資料「納税協力会数・納付額等の推移」が理解しづらいので説明を求める。表中「(2)納期内納付率(金額ベース)」の分母と分子は何か。
- 事業担当課 : 納期限までに納めていただいた税金の額を協力会分と協力会以外分に分け、納付率を算出したものだ。
- 評価委員 : 納期内納付率の状況を示すデータとして、金額ベースにおける納期内納付率の協力会とそれ以外の数値が示されているが、納税者に対し納付を促すのが協力会の役目であるから、金額ベースの率で比較するのはあまり意味が無いのではないか。
- 評価委員 : 協力会に支払われた奨励金のうち、事務に係る経費分を除いた残りの用途は何か。
- 事業担当課 : 聞いた話では、団体の懇親会に使われているケースもあれば、奨励金を積み立てて地域の防災倉庫の購入代に充てたケースもあるとのことだ。
- 評価委員 : 防災倉庫は町会が管理しているはずである。町会の会員と協力会の会員が異なる場合もあるのではないか。
- 事業担当課 : 確かに異なっている。防災倉庫の購入に充てた地域の例では、懇親会ではなく、何か形になるものに使いたいとの思いで、そのような用途に決めたと聞いている。
- 事業担当課 : 加入者が限られるので、懇親会的な使い道が多いと聞いている。懇親会の場合を借りてコミュニティの醸成を深めることも必要かと思っている。
- 評価委員 : いずれも団体数が減少しており、保険料納付組合に至っては近年で激減している。事業開始から60年が経過しており、今さらの議論という感もあるが、この60年間で、抜本的な制度の変更や環境変化への対応など、どのような対策をとってきたか。
- 事業担当課 : 個人情報保護への意識の変化が、この事業に与える影響が大きかったことの1つである。もう1つは奨励金の出し方の変化である。かつては納付額の一定率を奨励金として支出していたが、現在は事務費相当額として件数あたりの支出に変更している。
- 事業担当課 : 行政が積極的に組合の結成などを呼びかけるのは難しい。プライバシー意識が高まり、収入や所得に応じて算定される保険料を他人に知られた

くない、という意識の高まりからどんどん加入者が減っているのが現実である。なかなか市側から仕掛ける手がないのが現状である。

評価委員：個人情報のお考え方、プライバシー一般のお考え方を慎重に考えなければならぬ状況になってきたのは事実だが、それは金沢市だけではないはずである。もっと近隣市町など周辺の状況も見ていくべき。

金沢市を除く県内市町が税の定義で徴収しているとのことだが、料から税への変更は可能か。

事業担当課：可能である。

(医療保険課)

評価委員：なぜ金沢市は変更しないのか。

事業担当課：保険制度の成り立ちや本質から考えると税での徴収は馴染まないと考えている。本市では、国民健康保険制度が始まった当初から税ではなく料であるとの考え方にたっている。

評価委員：定義が異なる全く違うジャンルのものということか。

事業担当課：全く違うとは言わないが、国民健康保険は社会保障制度的な側面があるので、制度に対する料金をいただく、という考え方で、税金とは性質が異なる。他の自治体は徴収における利便性の面から税として徴収していると推測される。税と料では税の徴収権のほうが優先される。同じ法律に基づき徴収手続きを行っているが、集めやすさという点では税の方が勝っている。

評価委員：中核市の状況はどうか。

事業担当課：料もあれば税もあるが、ほとんどの市は料で集めている。税に変えたところは少ない方である。傾向として、比較的大きな都市は料で、小さい都市は税に変更している。奨励金制度について言えば、制度を有しているところは10市程度と少なくなっている。

評価委員：時効の面でも違いがあるのでは。

事業担当課：ご指摘のとおり時効制度に違いがある。

(医療保険課)

評価委員：国や県における料と税の仕分けに対する考え方はどうか。

事業担当課：国は自治体の判断にまかせている。因みに徴収額を算定する際の収入の定義が平成25年度から全国的に統一されたので、税も料も徴収額は同じである。

事業番号2 納税奨励金
事業番号3 保険料納付奨励金

- 評価委員：料も税も徴収されることには変わりなく、どちらでも大差ないのでは。
- 事業担当課：仰るとおりだが、感覚的には税の方が重く感じるようである。税を優先（医療保険課）させなければ、という意識の方もいる。
- 評価委員：保険料は自分自身が使うもの、税は広く使うもの、という感覚がある。個人的には現在の金沢市のやり方に納得している。
- 事業担当課：税として徴収しても、国民健康保険税だけの会計の中で、国民健康保険（医療保険課）の運用のためだけに使用される。納めたお金の使われ方は料でも税でも一緒である。
- 評価委員：町会で税と保険料の集金担当に就いていたとき、銀行に納めるまで自宅で多額の現金を保管することに大きな不安を感じていた。なぜこんなことをしなければならないのかと思いつつも、少しでも町会の収入になるのだから、と思い事務処理をしていた。納付方法が口座振替等に徐々に変わってきている中、高齢者の多い町会や山間部など金融機関がない地域では必要な制度ではあると思う。
- ただし、果たして10年後の状況はどうかと考えたとき、高齢者が多い地域であっても、後期高齢者制度の方が増え、年金からの特別徴収に移行されれば、この制度の必要性は低くなっていくのではないかと考える。
- 事業担当課：国民健康保険料と介護保険料の合計が年金額の半分を超えると、年金からの特別徴収が出来なくなり、自主納付しなければならない。例えば、土地の売却など一時所得の影響で保険料が急激に上がった場合に見られる。そういったケースがあることから組合の役割は終わっていないと考えている。
- 評価委員：介護保険料も年金の年額が18万円以下だと特別徴収できないという制約もある。
- 評価委員：納税奨励金の1件あたり事務費相当額はずっと変動していないのか。物価変動等によって見直すことはあるか。
- 事業担当課：事務費相当額を支払う仕組みは平成11年からである。事務費相当額なので、本来であれば労働賃金の変動に合わせて見直すべきかもしれないが、今のところその予定はない。

- 評価委員： 協力会連合会の総会などで、協力会から「なかなか集まらない」といった相談を受けたことはあるか。また、それに対して市が対策を講じたような事例はあるか。
- 事業担当課（税務課）： 総会では税の大切さについて話をさせていただいているが、もう少し強い働きかけも必要ではないかと思っている。一方で、強く要請すると、話が滞納者探しの方向に流れる恐れがある。
- 評価委員： 市から一方的にお願いするだけでなく、協力会側から集められない理由や困難な点を聞き取れば、もう少し改善に生かせるのではないかと思う。
- 評価委員： 平成26年度の納期内納付の状況は協力会、それ以外でそれぞれ95.3%と86.4%ということだが、期日を超えて納めたものを含む最終的な納付率は100%になるのか。納期を過ぎて、市が督促を行う等何らかのアクションを起こすことによって仮に100%が達成されるとすれば、本当に協力会は必要なのだろうか。そのような場合でも、協力会が有用という特筆すべき点があれば教えて欲しい。
- 事業担当課（税務課）： 全体の収入率であるが、平成26年度は94.1%で、5.9%の滞納が発生している。因みに、現年度分に限った収入率は98.8%である。滞納については差押処分の強化など徴収に努めているが、やはり徴収できないものもある。そういったものは債権の執行停止を行い、徴収を諦めることになる。こういった債権が年間約3億円ある。
- 評価委員： 協力会の会員でも未納で差し押さえられるようなケースがあるのか。
- 事業担当課（税務課）： 協力会の会員の方は、納期に遅れたといっても年度内には納付されるケースが殆どだが、僅かにそういう方もいる。
- 評価委員： 95.3%と86.4%の差はうっかり忘れていた方の人数の差ではないか。その場合、督促状を送れば殆ど納めていただけるのでは。
- 事業担当課（税務課）： 仰るとおりかもしれないが、納期内に納めていただければ、督促状の発送や差し押さえといった市側の事務も必要なく大変助かる。
- 評価委員： 税は納期内納付分のみを奨励金の対象にしているが、国民健康保険料は納期を過ぎた分に対しても奨励金を出している。制度の由来など違いが

あるかもしれないが、同じ奨励金の中での不公平が生じているのではないかと。

事業担当課 : 納期外納付への支出は如何なものかというご意見はもつともだと思う。
(医療保険課) 実態として、数名が僅かに遅れただけのケースが多い。督促状を出す手間が発生していないこともあり、納期内納付の場合よりは支給割合を低くし、奨励金を交付している。今後は、そのあたりも考えていかなければならないと思っている。

評価委員 : 仮に団体に対する奨励金が廃止されたとして、会員全員が滞納するかと言えば、そんなことはないはず。コンビニ納付も可能になっているとすれば、この制度の価値は希薄化しているようにも思えるが、どのような認識か。

事業担当課 : コンビニ納付は30万円が取り扱える上限額である。それと、金融機関
(税務課) については、湯涌地区、八田地区、犀川地区などは近隣に金融機関がなく、コンビニも遠い。そういった地域もあることから、制度をなくすのはなかなか難しい。

事業担当課 : 期せずして解散した場合などは、滞納に繋がらないよう、できるだけ口座振替等をお願いしているが、全員切り替えていただけるとはいかない。
(医療保険課) 未だに納付組合を頼りにしている方もあり、まだ機能していると考えている。

【事業番号2 納税奨励金】

上記審議を踏まえた各委員の評価

見直し(8)

- ・制度の効果が薄れている。
- ・コンビニ収納など納税環境が向上している。
- ・収入率の向上策を検討し、奨励金制度は廃止を含めた見直しが必要である。
- ・将来的な廃止に向け段階的な見直しが必要である。
- ・地域を限定するなどの見直しが必要である。

継続(2)

- ・山間部においては必要な制度である。
- ・現状維持。ただし、将来的に会員数が減少した時点で見直しが必要である。

評価結果

見直し

会員数が減少していることや、納期内納付率が100%に達していない協力会が多いなど、制度の効果が薄れているほか、コンビニ収納など納税環境が向上していることから、納税意識の一層の啓発に取り組むとともに、収入率の向上策を検討する中で、廃止を含め制度を抜本的に見直すべきである。

【事業番号3 保険料納付奨励金】

上記審議を踏まえた各委員の評価

見直し(8)

- ・制度の効果が薄れている。
- ・コンビニ収納など納付環境が向上している。
- ・奨励金の支給対象を納期内納付分に限定すべきである。
- ・納付率を高める他の有効な手段の検討が必要である。
- ・廃止を含めた見直しが必要である。
- ・山間地の地域に限るなど、制度の縮小を検討すべきである。

継続(2)

- ・山間部においては必要な制度である。
- ・現状維持。ただし、将来的に会員数が減少した時点で見直しが必要である。

評価結果

見直し

会員数が減少していることや、保険料収入全体額に占める組合の取扱い額が2%を切るなど、制度の効果が薄れているほか、コンビニ収納など納付環境が向上していることから、より効果的な収納率の向上策を検討する中で、廃止を含め制度を抜本的に見直すべきである。なお、奨励金の支給対象は、納期内納付分に限定する必要がある。